

災害時における施設利用の協力に関する協定書

御宿町（以下「甲」という。）と御宿台区自治会（以下「乙」という。）及び御宿台共用施設管理者・株式会社西武プロパティーズ（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御宿町内に地震、津波、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、御宿町地域防災計画に基づく甲から乙への協力要請により、次条に明記する御宿台集会所（以下「施設」という。）を一時避難所として利用することに関して必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、施設が「御宿台利用管理規則」に基づく「共用施設」であり、御宿台の宅地所有者が利用する権利を有し、丙が管理している施設であることを了承するものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のものとする。

所在地 御宿町御宿台49、201-1

施設名 御宿台集会所

（協力の要請）

第3条 甲は、施設を一時避難所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙及び丙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、施設を開放するものとする。

（連絡体制）

第4条 前条で規定する甲の要請は、御宿台区長に対して行うものとする。

2 前項の目的を達成するため、甲と乙は互いに緊急時の連絡先を共有し、随時更新するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

(避難所等の終了)

第6条 甲は、施設の一時避難所等としての利用を終了する際は、乙及び丙に報告するものとする。

2 甲は、施設の一時避難所等としての利用にともない発生した損害及び費用について、合理性が認められる範囲で負担するものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

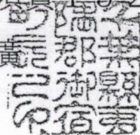
第8条 この協定の有効期間は、平成26年11月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲乙丙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年11月1日

甲 千葉県夷隅郡御宿町須賀1-5-22

御宿町長 石田 義廣



乙 千葉県夷隅郡御宿町御宿台232-9

御宿台区自治会
会長 西浦 良一



丙 埼玉県所沢市くすのき台1-11-2

株式会社西武プロパティ
取締役社長 安藤 博雄

